

## 第7回柳川市都市計画審議会議事録

日 時	平成28年4月26日（火） 14:15～16:00	
場 所	柳川市立図書館 2階AVホール	
出席者	委 員	吉武哲信委員、新開延孝委員、荻島清委員、池末武幸委員 倉田守委員（途中参加）、竹井澄子委員、諸藤哲男委員、田中雅美委員
	事務局	幹事：建設部長 大淵洋祐・まちづくり課長 高須亨 まちづくり課長補佐 目野隆広 オブザーバー：福岡県都市計画課課長補佐 山下和浩 事務局：まちづくり計画係 田中英理子、辻綾太 (株)福山コンサルタント 示浩司
議 案	なし	
そ の 他	・柳川市都市計画マスタープラン見直しについて（事前説明）	
審議の経過	別紙議事録のとおり	
審議の結果	－（次回結果を取りまとめる予定）	

## 議事録

事務局：それでは審議会の方を進めさせて頂きたいと思います。皆さま方におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。時間になりましたので、ただいまから第7回都市計画審議会を開催させていただきます。私は本日の司会役を務めます柳川市役所建設部まちづくり課の高須と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

それでは引き続き、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。【委員紹介（省略）】どうぞ皆様宜しくお願い致します。それでは金子健次柳川市長よりご挨拶を申し上げます。

市長：皆様こんにちは。市長の金子でございます。

【市長挨拶（省略）】

事務局：それでは続きまして、委嘱状を交付させていただきます。本来であれば市長より皆様に委嘱状をお渡しするところでございますけれども、時間の関係上、皆様を代表していただきまして、九州工業大学教授、吉武哲信様に柳川市長から委嘱状をお渡しいたします。その他の委員の皆様におかれましては机の上に委嘱状を置かせていただいておりますのでご了承をお願いいたします。

【柳川市長から吉武会長へ委嘱状授受】

ありがとうございました。ここで公務の関係もございますので、市長は退席させていただきますことをご了承いただきたいと思います。

それでは引き続きまして、次第3の「会長の選任」に入ります。柳川市都市計画審議会条例第5条第1項により会長につきましては市議会議員、市職員以外の選出によってこれを定めるものとするのとありますので、立候補または推薦のある方はいらっしゃいますでしょうか。

竹井委員：専門家である吉武哲信教授にお願いできたらと思います。

事務局：竹井委員より吉武委員への推薦がありましたけど他にありませんか。それでは吉武委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同：異議なし

事務局：それでは吉武委員に会長をお願いしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

続きまして次第4の「議事録署名人の指名」です。本審議会は柳川市情報公開条例に基づきまして議事録を作成し、市のホームページ等で公開することが定められています。議事録作成上、発言される場合はご自分のお名前を述べてから発言されるようお願い申し上げます。後日、この議事録に間違いがないか確認を行っていただくということで、本日の会議の議事録署名人を指名したいと思います。池末委員と竹井委員、よろしいでしょうか。

#### 【両委員了承】

どうもありがとうございます。またこの審議会は公開しております。ただし、本日は傍聴者がいらっしゃらないため説明については省略させていただきます。なお、本日は委員12名中7名の委員にご出席を頂いておりますので、柳川市都市計画審議会条例6条第2項にあります、全委員の2分の1以上の出席人数に達していることをご報告いたします。続きまして配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。

#### 【配布資料の確認】

#### 【吉武会長の紹介】

それでは吉武会長より一言、ご挨拶をお願いしたいと思います。

吉武会長：九州工業大学の吉武と申します。審議会の会長を仰せつかりまして、一生懸命務めさせていただきたいと思っております。基本的にはまちづくり系・都市計画系の仕事をしておりまして、特に参加・合意決定という仕事をしております。

日向市駅の話があり今回こちら柳川の駅ができましたが、駅周辺の開発

や駅をどうするかを含めて審議を一緒にやったのが日向市駅で、その時の主要メンバーが柳川にも多く関わっていたということで、私自身も柳川に非常に親近感があります。

私は北九州に住みだして4年目になります。それまで18年ほど宮崎におりまして、そこでこういうまちづくり系や田舎の方のむらづくり系の研究をやっておりました。宮崎に行く前は福岡にいましたので、柳川にも何となく土地勘は残っているのですが、改めて久しぶりに来たので、今から少し勉強しながら皆さんと一緒に頑張っていけたらと思っております。

審議会という堅苦しい場ではありますが、できるだけぎっくばらんに皆さんが言いたいことをちゃんと言えて議論できる場になればと考えておりますので宜しくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。柳川市都市計画審議会条例第6条第1項により、審議会の会議は会長が議長となるとあります。これからの進行につきましては吉武会長にお願いしたいと思っておりますので、吉武会長宜しくお願いいたします。

吉武会長：それではお手元の会議次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。今日は2つ議題がありまして、1つはマスタープランの見直し案ということ、もう1つは今後のスケジュールについてです。まずはこちらの見直し案について事務局から説明をお願いしたいと思います。

#### 【資料説明】

吉武会長：説明の途中ですが、ちょっと1回切りましょうか。都市マスというのがどういうものかということで、それを理解してから柳川の話に入りましょう。今の話ですがよろしいでしょうか。この都市マスタープランができたのはいつでしたかね。

事務局：平成20年度です。

吉武会長：一部の委員の方はこの情報はおわかりの所かもしれませんが、平成20年度に作ったもので、改めて都市マスというのがどういうものかを確認していただいて議論に入ろうかと思っております。基本的には将来20年後くらい

に先ほどの広域だとか道路や公園みたいなものがどこにあるべきなのかということと、土地の利用、例えば、今畑である所について20年後を目標してどうするべきかの方針について柔らかく決めるのが都市計画マスタープランということになっております。よろしいでしょうか。はい、それでは柳川の話をお願いします。

事務局：【資料説明】

吉武会長：今日は変更・見直しについてのお話ですが、その前に当初どういう計画だったかの確認・説明をしてもらいました。これはご存知でしたでしょうか。今のお話からすると、いろいろなゾーンだとか拠点というものの中で、今柳川で起きている開発をその枠組みに沿ってやるというご説明があったかと思います。このように都市計画マスタープランは、枠組みを定めて、都市を形成していくことが書かれています。何かご質問はございませんでしょうか。では次をお願いいたします。

事務局：【資料説明】

吉武会長：ありがとうございます。具体的なデータで、前回の都市マスが平成20年度にできたという状況なのですが、それ以降、人口や交通の問題もかなり環境が変化してきた中で、新しい都市マスをどういうふうに修正していくかということが今日の議題です。現在の環境の変化がどうなっているかということの確認でした。何かご質問等ございますか。

竹井委員：人口はどんどん減っていくのにマスタープランは立派なものですが、将来のこれを利用する人達に課する税金というかお金の面はどうなっているのでしょうか。

吉武会長：人口が減っていく中でまちとしてどういう方針なのか、具体的にどういう事業をやるかということなのですね。一概には言えないかと思いますが、大枠で国・県・市の話と市民の税金の話を何か簡単に説明できますでしょうか。

事務局：まず大きな事業につきましては国の方で進めておりますし、国道の番号が大きい部分については福岡県の方で進めている所です。その他に市内の各

地を結ぶ幹線道路につきましては福岡県もしくは柳川市の事業として進めています。

税金については財源等に関する資料は今回用意しておりませんが、人口が減少してくれば税金も減ってくるというところではあります。今回都市マスだけではなくて、後ほどご紹介をさせていただきますけれども市内の公共施設の再配置を含めた計画、それからまちづくりについても、できるだけコンパクトにまとめていくといったところで、できるだけ財政的な部分でも負担をかけないようにといったことで進めていくことになると思います。

吉武会長：一つは大きなものについて、もちろん市としても若干の負担はありますが、国・県の力も含めてやっていくということと、人口が減れば財政収入は減っていくのだけれど、お金がかからない形で、スリム化するところと重点を置くところのメリハリをつけていくということが、今、日本の自治体の都市計画の流れとなっているかと思います。そういった形で柳川のマスタープランも考えなければならぬと思っております。その他何かございますか。

私の心配は、広域的な大きな道路が出来てきたときに、今までの市街地の交通量が減るので、渋滞がなくなるという意味では良いのだけれども、逆に、お客がいなくなるということもある。大きな高速道路や幹線道路ができると、ガソリンスタンドがなくなるなど、通過交通を相手にしていた商業が難しくなるということもあって、その分その町でどういうことに力を入れて新しい町を作り直していくかということが、特に大きな幹線道路が新しくできる時に、いろいろな自治体で心配をしながらまちづくりをされているという状況です。半分は便利になるけれども、半分はこれをもって全てがプラスの方向かとは分かりにくいということも考えながら、まちづくりをしっかり進めていかなければならないということも、ひとつの都市計画マスタープランのテーマだと思います。

ではこれで、一応都市マスというものと、今柳川市が抱えている状況というものが区別できたのではないかと思います。それでは今回都市マスを

どのように変更しようとしているのかについて、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局：【資料説明】

吉武会長：少し説明をしたいと思います。今回皆様にお諮りしている都市マスタープラン見直しの案については、さきほど2-1の絵にあるように、見直し検討委員会という委員会の中でかなり揉まれて、なおかつそこで住民の方々にパブリックコメントで意見の応募をかけて、1件ほど意見はあったけれども、それは都市マスの変更に対する意見ではなかったということです。

市民にも公開されて、意見を募集されて、それが見直し検討委員会で検討されたものが案として挙がってきている。さらにそれは市役所の庁内委員会との調整も踏まえてあるので、プロセスを経てきたものとして今日審議会の方にかかっているということです。

審議会につきましては、市役所の外にある最後のチェック機関、ここで再度市長から見直し案について審議してくださいということで諮問を受けて、最後のチェックを通すと、あとは市長がこれを具体的に公開して都市マスとして正式なものになるという形の最後のチェック機関になるのが、今回の会議の成果となるということです。

大きくは3点の修正・変更があります。これについて、少し具体的にご説明をいただきたいと思います。

事務局：【資料説明】

吉武会長：ありがとうございます。かなり分厚い資料の中で、修正箇所があちこちに分散しているので少しわかりにくいかと思いますが、基本は、少し先走ってしまいますと、今後のスケジュールのところでは第8回、6月頃の見直し案についてということですので、今日これをもって了承といったことではなくて、今日はこの提案についてよく理解していただいて、もう一度持ち帰って吟味していただいて、その上で6月にもう一度行って、そこで答申を開始するという形にすればよいということです。

今日のところは、こういう修正を受けてご質問やご意見があれば伺って、理解・認識を深めるということが今日の仕事だと思います。

いかがでしょうか。なにかご質問等ありますか。

池末委員：先生が先ほど仰っていたように、今、有明沿岸道路という非常に素晴らしいものができていますが、通過交通になってしまうことが懸念される。それを解消するためには、今の道路を南北線とすると、東西線の道路網が非常に薄い。それはなぜかという、計画路線はいくつかありますが都市計画道路の見直しが過去に行われている。その時は結果的に、30年、40年経ってもできないからやめたということが事実です。

だから、そういった風になってしまいますと、先ほど仰いました人口フレーム、それから都市マスの中で拠点構想をいただいておりますけれども、これと人口の問題というのが整合しなくなったりすることが心配だと感じましたので、その辺りも含めて検討していただきたいと思います。

吉武会長：今のお話は、交通の受け皿となる東西線の幹線道路が今はできていないということですか。この都市マスの中で、域内の交通幹線というものを、どのように位置付けているかという懸念だと思います。

今回、修正がかかっていますが、そもそも前の都市マスの中に方針としてあったのか、都市計画道路の見直しも含めて、そのあたりを少しご説明いただければと思います。

事務局：都市計画道路の見直しは平成23年に行っておりまして、池松委員の仰るように、当時は長期未着手路線の見直しが主眼となっております。その当時は、有明海沿岸道路の今後の推計も含めまして、現状の都市計画道路の路線網で代替ができるかどうかの検討を行って、廃止する部分は廃止するという進めさせていただいたところです。東西線というのは、どの部分の路線と捉えているのでしょうか。

池松委員：具体的にどの整備状況というのはこの都市マスの中では具体的に表現されないと思うのですが、そういったことをしっかり踏まえて、例えば、道路の整備についてはどのような方向付けでやっていくのかといったこと

を、もう少し具体化していただかないと、実際、道路そのものはほとんどが県事業です。そういった中で進むというのは非常に懸念される部分があります。

私は区画整理の審議会をやっているので特に思うのですが、駅の東側株式会社イズミ（柳川ゆめモール）が出店されています。ここのアクセスは沿岸道路の側道を使っているというのが現状です。そういうことがあるので、それを具体的に都市マスの中でどうこうということではありませんが、整備する方向性、そういうものも少し触れていただければという意味です。

事務局： まず、東西に走る道路の中では、市役所の前を通る三橋筑紫橋線が特に東西の軸となってくるかと思えますけれど、こちらについては、現在課題となっておりました市役所から西側につきましては、地元の方々に入ってきていただきましてワークショップを開催しながら、整備が進むように事業を進めているところです。こういったことが続きますと、東の方にも派生していくのではないかと考えております。

吉武会長： 今の話は、P 8 3、8 4の中で、例えばP 8 3だと地域高規格・広域幹線・地域間幹線というものの中で、こういうものについてはしっかり進めていきます、確保しますという枠があります。P 8 4も広域幹線道路網とのアクセス道路ということで、広域道路に対してのアクセスは確保しますという形で書いてありますので、必要があればこういうものの中で読み込んでいくということになると思います。

ご懸念のところは、これが本当にプロジェクトにとして、本当に動くのかといったところだと思います。それは別のところなので、そういったご要望がある、この都市マスは絵にかいた餅になるのではなく、きちんとこれに基づいていろいろなことが動かなければならないという意味でのご指摘と捉えておきたいと思います。よろしいでしょうか。その他なにかございますか。

諸藤委員： 定住人口の事で少しいいですか。企業誘致を図るという形で挙がっておりますが、確かに定住人口を上げるためにはまずは企業誘致が必要である

と思いますし、都市圏の通勤の短縮化も必要になってくると思うのですが、それでも今のままだと工業用地が適地ではないからよそから（企業）が来ないという状況になっています。

この中でそれではどこが適地かというと国道443号周辺の交通の便を考えていくとどうしても優良農地が多いわけですね。そのあたりの整備法制がどういう風になっているのかお伺いしたいと思います。

吉武会長： 企業の受け入れとか開発の受け入れの所が、どうしても適地というのが農地になるような現状もあるのではないかとということで、ただ優良農地というのが農振のことで農地を守らなければいけないという兼ね合いの中で、具体的にはどのようにお考えなのかということだと思います。併せて言うと、コンパクト化というお話の中で、今からは今の市街地をあまりむやみに外に拡大しないということとか、将来的には立地適性化計画ということで都市を少し小さくしていくという流れも全国的にはあるので、その中で農地を改めて今から開発していくということはその流れに沿っているものではないけれど、人口確保とか柳川市の力をつけるという意味では開発も必要であるかもしれないという兼ね合いのところをどうするかということですね。その辺りは具体的にはどのようにお考えなのでしょう。

事務局： さきほどの市長の挨拶の中にもありましたけれども、雇用の場の確保というのを重視しているというところがあります。ですので、まちとしては小さくまとめるというのにも必要というのはあるのですが、やはり片方で企業誘致並びに雇用の場の確保というところでの開発という部分も捨てられないといったところがあります。

ただし、むやみやたらにどんどん広がっていくということに対しては少し懸念しておりまして、企業誘致や市街地企業の転出防止のための開発は進める部分はあるにしても、周辺への営農環境の保全というところについてはきちんと守っていくべきと思っています。ただ、具体的にどこに誘致するというのが今の時点では決まっていないという所ですので、その辺は

状況に合わせて使っていくことになるかと考えております。

吉武会長：逆に言うと、企業がどこに来たいということ、ここに来て下さいというものではないという状況になってきているので、あらかたここですというのは非常に言いづらいとか確定性を持って言えないところもあるということでしょうか。それに関連して言えば、企業がこういう所、あるいは市がこういう所に誘致したいという2つがあると思うのですが、それを具体化する時に農地の開発となると都市計画の変更があれば審議会を通す形になるし、パブリックコメントをかけなければいけないので、色々なプロセスを制度的に踏まないといけない。そういう意味ではそこに環境への配慮とかいろいろなことをオープンに吟味するプロセスが制度的にありますよね。

その時にどうやってそれを良いか悪いかを判断するかのガイドラインみたいなもの、例えば昔で言うと、大規模店舗立地だと大きな店が来るときにはこういう判断をしてこういうプロセスを踏みますというガイドラインがありますよね。そういうものは今どうなっていますでしょうか。都市マスとは少し外れているかもしれませんが、都市マスというのは動かしていく時のことが一番大事なので、そこまで都市マスの先にあるかという質問になるかと思います。

事務局：市独自でというのは特にありません。

吉武会長：県のガイドラインという形は大規模店舗ですよ。大規模な集客施設10,000㎡のものについては県のルールの中で動く。そのほか工場とかいろいろな事業所系については集客施設ではないということで、それについては明確なガイドラインがあるわけではないということですね。

事務局：県の方は3,000㎡と10,000㎡の2つに分けてあります。

吉武会長：事前確定的にこうだと言えない、相手があつてのことなので、受け入れるとか判断するプロセスのところをもう少し透明性の高い形での判断基準を審議の中で見える形でのやり方を検討した方が良いかもしれませんね。

諸藤委員：八女のバイパスのことが出てきたのですけれども、八女から筑後までのあそこら辺も元々農地だったと思うのですよね。そういう形が出てくる可能性もある。そこの考えを持っているので、国道443号、3号バイパスがメインになるのではないかとそういう考えがあるのです。

吉武会長：そのあたりの懸念があるので、ある意味今回については都市マスそのものというよりは、そういう所のイメージ化というかルール作りについてご心配があるところでよろしいでしょうか。

諸藤委員：はい。私自身、市が良くなっていくにはそういう傾向が必要だと思います。だから農地の問題も大切ですが、そういう施設が来る場合に農地をどのような形をお願いして施設を進出しやすいようにしていくか、その辺りの流れがこの中で分かりにくかったのでお尋ねしました。

竹井委員：今、筑後船小屋の横に3,000人収容できるソフトバンクのタマホーム球場ができて、今まで新幹線を利用していた人達が試合があるときに非常に迷惑しています。渋滞して時間までに駅に着かないのです。

だから既存の施設を造られるときはそういう渋滞にならないように何か抜け道を考えて施設誘致をしてもらいたいというのが1点と、筑後市みたいに企業誘致の際に、無償で土地を提供してまでやるぞという覚悟が市にあるのかどうか、その2点をお尋ねしたいです。

吉武会長：必ずしも都市マスの範疇ではないのですが、いくつか重要なことがあります。今の話を都市マスの的に言うと広域調整の問題で、近辺に大きな施設が建った場合に、影響が及んでくるものについて、あるいは逆に相手側にも影響があるかもしれないことについて、何かしら調整をするということとは実際にやれるのかということと、都市マスの的にはどのように考えているのかということですね。

事務局：大規模集客施設等については広域調整ということで、福岡県で周辺市町村に対しての調査・調整が行われます。市としては、少し考えさせてください。

吉武会長：微妙な問題でもあるのでね。球場は大規模な集客をしますが、商業施

設ではなくスポーツ施設なので集客施設とはカウントしてないです。これが大規模店舗でしたら、渋滞のシミュレーション等でアセスメントを行って渋滞が起きないように工夫をするということを行います。店ではないけれど集客施設であるというものについて、もし、この問題が長期化するのであれば、交通の円滑化の中で読み込んで、何かしらの手を打たなければならないということだと思います。その時に影響が広域的であれば、県との関係の中で何かしら協議をしなければいけないことでしょう。ただ、都市マスのには円滑化という形で書いてあるので、その中でよく読み込んでいくということになると思います。

あと一つは難しい質問ですが、あのくらいのクラスのものを作る覚悟があるのかということですが。

竹井委員：それを行政に聞くべきか、市長に聞くべなのかというところもあると思うのですが。

事務局： 情報提供というところでお聞きいただきたいのですが、本市に企業が進出したいといった時の企業が来れるような場所、出てきそうな場所について、現在、商工振興課窓口として、企業立地検討委員会というようなものを立ち上げて、どのあたりであればいけそうなのか。また、そういった声が掛かった時にどれくらいの予算があれば造成やその他のことができるのかというようなことを現在算出している段階で、まだその次の段階までは行っていない状況にあります。一応情報提供というところで今日のところは収めていただきたいと思っております。

吉武会長：今から行政が積極的にお金を持ち出して、民間をリーディングしていくような時代ではないし、柳川市の規模からいってもなかなかそういうことは難しい時代が来ています。これは他の市町村もそうです。

いずれにしても、大規模な開発が柳川市の中で先ほど目標像がいくつかありましたが、開発が、柳川市にそぐわないのかどうかということ判断する基準の一番の根拠がこのマスタープランになります。本日は情報提供ということで市のお考えを聞かせいただきました。

最後に私から一つだけ、市長さんのお話にあったことで、熊本に対して

柳川市は拠点となって支援するといったお話がありましたが、柳川市の災害について強くなるまちづくりはいいのだけれど、広域的な所で助けたり助け合ったりするときの拠点の位置づけは柳川市でどうなっているのかが気になります。

例えば柳川市の都市マスには県全体をカバーするぐらいの、他の市町村に対して支援できるだけの災害拠点を作るような位置づけがどのようになっているか少しお聞かせいただけますか。

事務局： 具体的にこういうものがありますということではないのですが、今後そういうことも考えられるかということで、P 8 4に広域幹線道路の整備というところで、下から2行目辺りですが、「広域幹線道路沿線には、道路利用者への安全で快適な道路環境を提供するとともに、災害対策や地域振興といった機能確保を検討します。」という文言は入れています。

吉武会長： はい、わかりました。あと何かございますか。それでは、また持ち帰ってよく読んでいただいて、次回審議会としての結論を出すという流れで、今後の予定をここでもう一度お願いします。

事務局： 【今後のスケジュール説明】

吉武会長： ありがとうございます。6月頃にもう一度、マスタープランの見直しについて結論を出すということで、今日は都市マスとは何か、あるいは柳川市の福岡県との共通認識のほうが大事だと思いますので、都市マスから少し外れるような議論もしていただいたところです。

最後になにかありますでしょうか。こちらの議論につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。事務局にマイクをお返しいたします。

事務局： 長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第7回柳川市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。